

山口短期大学

自己点検・評価報告書

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

令和4年（2022年）

【基準Ⅳリーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- 提出書類 学校法人第二麻生学園寄附行為
備付資料 理事長の履歴書
学校法人実態調査表
学校法人第二麻生学園規程集

[区分基準 Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分基準 Ⅳ-A-1 の現状>

- (1) 理事長は学長を兼務し、法人運営・学校運営にあたっている。平成24年度から日本私立短期大学協会の副会長を務めており、また中国・四国地区私立短期大学協会の会長を務めている。したがって文部科学省の施策を把握した上で理事会の運営にあたり、リーダーシップを発揮している。

本法人は1短期大学、1附属幼稚園からなるが、理事長は短期大学に常駐している。また、理事長は経営と教学の両面に精通しており、理事長職と学長職を兼務し

ているために、短期大学の諸般の件に迅速な対応が可能である。

理事長は、すべての学校の会計伝票等に目を通し、経理担当者から予算管理台帳や預金管理台帳等の月次報告を受け、適正な学校運営ができるよう尽力している。また、理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。外部監査法人や監事との面談も行って、意見交換をしている。

理事会の開催状況（過去3年間）

年度	開催日時	出席者	主な議題
令和元年	平成31年 4月 1日 11時～	理事7名 監事2名	・専務理事の選任について
	令和元年 5月 28日 11時～	理事7名 監事2名	・平成30年度事業報告（案）について ・平成30年度決算（案）について ・諸規程の廃止について ・学校法人第二麻生学園設置校の学生数及び園児数（令和元年5月1日現在）について
	令和元年 9月 11日 11時～	理事7名 監事2名	・評議員の任期満了に伴う後任評議員の評議員会への推薦について ・評議員の任期満了に伴う後任評議員の選任について ・理事の任期満了に伴う後任理事の選任について ・監事の任期満了に伴う後任監事候補者の選出について
	令和元年 9月 11日 11時45分～	理事7名 監事2名	・令和元年度第1回事業計画の変更（案）について ・令和元年度第1回補正予算（案）について ・山口短期大学奨学金給付規程の一部改正について ・山口短期大学附属広島幼稚園の園納金等の値上げに伴う園則の一部改正について ・監事の任期満了に伴う後任監事候補者の選任について ・評議員の任期満了に伴う後任評議員の選任について ・理事の任期満了に伴う後任理事の選任について
	令和元年 9月 16日 11時～	理事7名 監事2名	・副理事長の選任について ・専務理事の選任について
	令和元年 11月 8日 11時～	理事7名 監事2名	・私立学校法等の一部改正する法律の施行に伴う本法人寄附行為の変更について ・山口短期大学奨学金給付規定の取り扱いについて
	令和元年 12月 11日 10時～	理事7名 監事2名	・山口短期大学学則の一部改正について
	令和2年 3月 25日 10時～	理事7名 監事2名	・令和2年度山口短期大学学生への奨学金給付について ・第2期中期計画について ・令和2年度事業計画（案）について ・令和2年度収支予算（案）について ・令和2年度本法人資金運用委員の選任について ・本法人の理事の競業について ・諸規程の一部改正について ・本法人寄附行為第19条に係るあらかじめこの法人が定める額について ・山口短期大学ガバナンス・コード（案）の制定について

			<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度山口短期大学教学組織(案)について ・令和元年度山口短期大学自己点検・評価(案)について ・評議員の辞任に伴う後任評議員候補者の評議員会への推せんについて ・新型コロナウイルスに関する韓国留学生への対応について ・山口短期大学教員の昇格人事について ・事務所の所在地の地番変更に伴う本法人の寄附行為の変更について ・山口短期大学学則の一部変更について ・私立学校法(令和2年4月1日施行)の一部改正について ・本法人寄付行為変更認可について ・新型コロナウイルス感染症対策のための本法人設置法の対応について
令和2年	令和2年5月27日 11時～	理事7名 監事2名	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度事業報告書(案)について ・令和元年度決算(案)について ・学校法人第二麻生学園設置校の学生数及び園児数(令和2年5月1日現在)について
	令和2年9月9日 11時～	理事7名 監事2名	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度第1回事業計画の変更(案)について ・令和2年度第1回補正予算(案)について ・山口短期大学博多東サテライトキャンパスの活用について
	令和2年12月9日 11時～	理事7名 監事2名	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度第2回事業計画の変更(案)について ・令和2年度第2回補正予算(案)について ・山口短期大学学則の一部改正(案)について ・学校法人第二麻生学園育児休業等に関する規程の一部改正(案)について ・学校法人第二麻生学園介護休業等に関する規程の一部改正(案)について
	令和3年3月20日 11時～	理事7名 監事2名	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度山口短期大学学生への奨学金給付について ・山口短期大学教員の採用について ・山口短期大学学長補佐の選任について ・山口短期大学児童教育学科長の任期満了に伴う後任学科長の選任について ・山口短期大学情報メディア学科の任期満了に伴う後任学科長の選任について ・令和3年度山口短期大学教学組織(案)について ・令和2年度山口短期大学自己点検・評価報告書(案)について ・本法人副学園長の選任について ・令和3年度本法人資金運用委員の選任について ・令和3年度事業計画(案)について ・令和3年度収支予算(案)について ・本法人経理規程の一部改正(案)について ・学校法人麻生文教学園から山口短期大学附属広島幼稚園への教職員の出向契約の終了について ・山口短期大学附属広島幼稚園園長の辞任に伴う後任園長について ・山口短期大学附属幼稚園の休園について ・山口短期大学図書館長の任期満了に伴い、学長が後任の附属図書館長を選任したことについて
令和3年	令和3年5月20日 11時～	理事7名 監事2名	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度事業報告書(案)について ・令和2年度決算(案)について ・学校法人第二麻生学園設置校の学生数及び園児数(令和3年5月1日現在)について
	令和3年9月8日 11時～	理事7名 監事2名	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員の任期満了に伴う後任評議員の推薦について

			<ul style="list-style-type: none"> ・評議員の任期満了に伴う後任評議員の選任について ・理事の任期満了に伴う後任理事の選任について ・監事の任期満了に伴う後任監事候補者の選出について
令和 3年 9月 8日 11時～45分	理事7名 監事2名		<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度第1回事業計画の変更(案)について ・令和3年度第1回補正予算(案)について ・評議員の任期満了に伴う後任評議員が選任されたことについて ・理事の任期満了に伴う後任理事が選任されたことについて ・監事の任期満了に伴う後任監事が選任されたことについて
令和 3年 9月16日 11時～	理事7名 監事2名		<ul style="list-style-type: none"> ・副理事長の選任について ・専務理事の選任について ・山口短期大学学則の一部改正(案)について
令和 3年10月13日 11時～	理事7名 監事2名		<ul style="list-style-type: none"> ・山口短期大学附属幼稚園の廃止について ・山口短期大学附属幼稚園の廃止に伴う寄附行為変更認可申請について
令和 4年 1月12日 11時～	理事7名 監事2名		<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人麻生学園からの本法人への寄附の受入れについて ・山口短期大学学長の任期満了に伴う次期学長候補者の教授会への推薦について ・山口短期大学副学長の任期満了に伴う次期副学長候補者の教授会への推薦について
令和 4年 1月12日 11時45分～	理事7名 監事2名		<ul style="list-style-type: none"> ・山口短期大学学長の任期満了に伴う次期学長の決定について ・山口短期大学副学長の任期満了に伴う次期副学長の決定について
令和 4年 3月20日 11時～	理事7名 監事2名		<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人第二麻生学園中期計画(令和4年度～令和8年度)(案)について ・令和4年度山口短期大学学生への奨学金給付について ・令和4年度事業計画(案)について ・令和4年度収支予算(案)について ・令和4年度資産運用委員の選任について ・令和3年度山口短期大学自己点検・評価報告書について ・山口短期大学学則の一部改正(案)について ・諸規程の一部改正並びに廃止について ・補償契約の締結について ・役員賠償責任保険の加入について ・山口短期大学附属幼稚園の活用について ・山口短期大学附属幼稚園の廃止に伴う寄附行為変更認可申請書について ・令和4年度学校法人第二麻生学園の教職員組織について

(2) 理事長は寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は理事長が招集し議長を務めている。

定例理事会は年2回、定例評議員会は年2回とし、必要に応じて臨時で開催することもある。定例会は、毎年度始めに日時、場所を一覧表にして役員に配布し、極力出席いただけるよう配慮しているため、定例の理事会・評議員会に欠席する役員、評議員は極めて少ない。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また、学校を取り巻く環境が厳しいことを十分理解し、改革・改善のための情報収集や手法について意見が出されている。特に毎理事会、評議員会で学長及び園長から現状と課題について報告があり、各役員の認識の共有化に役立つ

ている。

また、理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備し、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識しており、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。

本法人の財務情報及び短期大学の教育情報は、学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に則り、ウェブサイトにより情報公開を行っている。

- (3) 理事は、私立学校法第38条（役員を選任）の規定に基づき選任され、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。

学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は寄附行為に準用されており、寄附行為は私立学校法、学校教育法等の定めに沿って作成されているため問題はない。

<テーマ 基準 IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は、建学の精神に基づき、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。理事会は寄附行為の規定に基づいて開催され、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。

理事長は学長でもあることから理事会と教学組織との連携も円滑であり、管理運営体制は確立されている。今後とも、私立学校法、学校教育法、短期大学設置基準等に基づき、管理運営体制の質の向上が継続されていく必要がある。

<テーマ 基準 IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 山口短期大学学則
山口短期大学規程集
備付資料 山口短期大学教授会議事録

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
- ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

- ④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準 IV-B- の現状>

- (1) 学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し見識を有すると認められるものであり、平成8年度から現職を務めている。学長の任期は4年となっていることから現任期は、令和3年度までである。「山口短期大学学長及び副学長選考規程」に基づき、次期学長候補者を令和4年1月の理事会が推薦し、令和4年1月の教授会の同意を経て、令和4年3月の理事会で決定し再任が認められた。(令和4年度から4年間の任期)

学長は大学全般の運営に関して常にリーダーシップを発揮し、式辞や学科で行われる学長講話において、建学の精神に触れ、学生たちに建学の精神や教育理念を理解させるよう努めている。また、月一回の定例教授会において教員に対して建学の精神を教示することにより教員が十分理解、共有している。このため、建学の精神を基に作成された教育理念に従い講義や教育指導等を行い、短期大学の教育の質の向上と充実に積極的に取り組んでいる。また公務に関しても教職員に対して、『個々の学生の視点で対応してほしい』と常々話している。さらに、近年の大学改革に対応するため、積極的に教育改革に臨んでいる。学内の職務だけではなく、短期大学に関する各種の委員等を務めているため、学長を補佐する副学長を2人と学長補佐を2人置いている。

学生に対する懲戒処分については、学則第56条に規定し、手続きに関しては、「山口短期大学学生懲戒規程」に規定している。(提出資料)

- (2) 教授会は、「山口短期大学教授会規程」第2条から第7条において、構成員、招集・開催、審議事項等について規定されている。教授会は学長が招集・開催し、審議事項について決定している。教授会は、学長が議長となり、教授、准教授、講師、助教、助手(全て短大専任教員)をもって組織し、学長が必要と認めた場合は、法

人役員等の出席を求め意見を聴き、最終的な判断を行っている。

教授会議事録は、作成の上保存している。(提出資料) 教授会については、年間12回開催される。過去3年間の開催状況については以下の通りである。

教授会開催記録

年度	月	審議数	報告数	出席者	主な議題等
令和元年	4月	3	8	21	(議案)学生の退学について (報告)入学者選抜試験の結果について
	5月	2	7	16	(議案)入学前既修得単位の認定について (報告)山口県私立大学協会総会について
	6月	1	9	19	(議案)山口短期大学履修規程について (報告)オープンキャンパス日程について
	7月	1	5	20	(議案)GPAの規程について (報告)中国・四国地区私立短期大学協会総会について
	9月	1	5	19	(議案)学生の退学について (報告)高校内ガイダンスの実施について
	10月	2	5	19	(議案)学生の休学について (報告)図書館の利用状況について
	11月	0	9	19	(議案)なし (報告)海外研修について
	12月	3	9	21	(議案)学則の一部改正について (報告)卒業予定者の進路状況について
	1月	1	8	19	(議案)学長表彰対象者について (報告)非常勤講師の委嘱について
	2月	2	7	19	(議案)非常勤講師の委嘱について (報告)学友会役員について
	3月	3	6	20	(議案)卒業単位修得認定について (報告)卒業研究発表について
	3月	5	9	21	(議案)学生の除籍について (報告)前期時間割について
計		24	87	233	
年度	月	議案数	報告数	出席者	主な議題等
令和2年	4月	3	10	20	(議案)学生の退学について (報告)授業評価アンケートについて
	5月	1	7	書面会議	(議案)教育実習指導の非常勤講師について (報告)親子ふれあいイベント委託契約について
	6月	3	1	21	(議案)学生の退学について (報告)新型コロナウイルス感染症について
	7月	1	4	21	(議案)学生の退学について (報告)自己点検・評価について
	9月	2	3	20	(議案)非常勤講師の委嘱について (報告)教職免許法施行規則の一部改正について
	10月	2	5	21	(議案)学生の退学について (報告)全国保育士養成セミナーの参加について
	11月	4	3	17	(議案)専任教員の採用について (報告)家主連絡会議について
	12月	1	7	21	(議案)学則の一部改正について (報告)山口県内大学・高専学生支援連絡会について
	1月	2	9	21	(議案)祝日移動に伴う学年暦の変更について (報告)入試判定会議の結果について
	2月	1	4	21	(議案)非常勤講師の採用について (報告)卒業予定者の進路状況について

	3月	1	4	20	(議案)卒業単位修得認定について (報告)日本学生支援機構の学生支援について
	3月	8	3	21	(議案)次期学科長候補について (報告)免許・資格申請のための単位修得者について
	計	29	60	224	
年度	月	議案数	報告数	出席者	主な議題等
令和3年	4月	3	7	20	(議案)入試選抜試験の実施及び合否判定の委員会委任 (報告)学生募集計画について
	5月	5	6	19	(議案)学生の退学について (報告)高校生を対象にした夏季講座について
	6月	0	5	20	(議案)なし (報告)高校教諭対象 WEB 説明会について
	7月	0	3	17	(議案)なし (報告)オープンキャンパスの実施について
	9月	4	5	20	(議案)科目等履修生の単位の認定について (報告)フードパントリーの実施について
	10月	5	4	18	(議案)学生の除籍について (報告)教職課程の認定における事後対応届について
	11月	2	4	18	(議案)学年暦について (報告)授業評価アンケートの実施について
	12月	2	7	20	(議案)履修規程の一部改正について (報告)防府市表彰状の受賞について
	1月	4	8	17	(議案)学長の任期満了に伴う次期候補者について (報告)北九州地区大学教育実習連絡協議会について
	2月	3	2	20	(議案)専任教員の採用について (報告)卒業予定者の進路状況について
	3月	5	3	19	(議案)卒業単位修得認定について (報告)入試日程について
	3月	5	5	18	(議案)教学組織について (報告)学生の復学について
		計	38	59	226

教授会が意見を述べる事項は、学校教育法第93条で規定されている「学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与」のほか、教育研究に関する重要な事項で以下の事項を学長が定めている。(提出資料)

- ・学則、規程の制定、改廃に関する事項
- ・転学に関する事項
- ・転科に関する事項
- ・休学に関する事項
- ・退学に関する事項
- ・教員の採用及び昇任に関する事項
- ・学長の選考に関する事項
- ・副学長の選考に関する事項
- ・学科長の選考に関する事項
- ・学生部長、図書館長、学術研究所長の選考に関する事項
- ・非常勤講師の委嘱に関する事項
- ・入学者選抜試験の入試日程、入試方法及び地方試験会場に関する事項
- ・他大学等からの週2コマを超える非常勤講師依頼に対する応諾に関する事項
- ・学年暦に関する事項

- ・科目等履修生の受入れ及び単位認定に関する事項
- ・単位認定に関する事項
- ・保育士資格取得特例の単位認定に関する事項
- ・その他学長が特に意見を聞くことが必要と認めた教育研究に関する事項

教授会には、「山口短期大学教授会規程」に規定する諮問機関として、以下の11の委員会を設置している。

- 1 自己点検・評価委員会
- 2 入試委員会
- 3 教員選考委員会
- 4 学生募集委員会
- 5 教務委員会
- 6 研修委員会
- 7 F D委員会
- 8 S D委員会
- 9 進路開拓委員会
- 10 国際交流委員会
- 11 ネットワーク運用管理委員会

それぞれの委員会に規程を設け、趣旨、組織、運営等を定め、それに基づく適切な活動を行っている。

<テーマ 基準 IV-B 学長のリーダーシップの課題>

多くの短期大学がそうであるように、本学においても設置委員会が多いため、教職員の負担は軽くはない。特に所属教員が少ない学科においては、一人がいくつもの委員を兼務しなければならない、かなりの負担を強いることになっている。しかしながら各委員会で検討している内容は重要であり、おろそかにすることもできないため、やむを得ないものと考えている。効率的・効果的な会議の開催・運営等を検討する必要がある。さらに教職協働が求められており、事務局スタッフのさらなる活用も図る必要がある。

<テーマ 基準 IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準 IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出書類 学校法人第二麻生学園寄附行為
備付資料 山口短期大学ガバナンスコード
学校法人第二麻生学園規程集

[区分 基準 IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準 IV-C-1 の現状>

- (1) 監事2人のうち1人は、原則月2回来学し、事務部門と業務の状況について意見交換を行っており、公認会計士の実地監査の際には必ず同席し監査業務を行っている。また、来学の際には教育情報等について、教職員との面談により教育研究活動などの情報を得ている。決算前には監事会を開き理事長・法人事務局長も同席の上、経理担当者と意見交換を行い財務情報の確認を行っている。
- (2) 定例の理事会・評議員会には2人とも出席し、意見を述べている。
- (3) 公認会計士と意見交換の上、監査報告書を作成し、当該年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準 IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準 IV-C-2 の現状>

- (1) 評議員については寄附行為第22条の規定に基づき欠員はなく、理事定数7人の2倍を超える15人を選任しており、評議員会開催時の出席については、毎回ほぼ全員が出席している。
- (2) 私立学校法第42条の規定に基づく理事会の諮問機関として、予算・事業計画について評議員会としての意見を述べている。また、予算・決算評議員会以外の開催では、理事会との合同の会議も開催して、理事との意見交換を行っている。

[区分 基準 IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

＜区分 基準 IV-C-3 の現状＞

- (1) 学校教育法施行規則第172条の2第1項各号に定める教育研究活動等の状況について、下記の内容を山口短期大学ホームページに公表している。

(<https://www.yamaguchi-jc.ac.jp/annai/jouhoukoukai/>)

(2) 情報公開の内容

① 認証評価

- (a) 平成22年度、平成28年度～令和4年度

山口短期大学自己点検・評価報告書

- (b) 平成29年度短期大学評価基準適合認定証

② 教育研究活動等の情報公開

- (a) 教育研究上の目的に関すること

教育目標、山口短期大学の三つの方針、山口短期大学学則

- (b) 教育研究上の基本組織に関すること

教育研究組織構成図、設置学科・専攻

- (c) 教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

各種会議体組織、専任教員数、各教員が有する学位及び業績

年齢別教員数、職階別教員数、専任教員と非常勤教員の比率

- (d) 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況に関すること

入学者に関する受け入れ方針、入学者数、収容定員、在学者数

卒業（修了）者数・進学者数・就職者数、教員一人当たりの学生数

収容定員充足率、入学者推移、退学・除籍者数、中退率、留年者数

社会人学生数、留学者数、就職先の情報

- (e) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

教育課程の編成、教育方法、授業科目

年間の授業計画（連携開設科目に係るものを含んだシラバス）

実務経験のある教員による授業科目

- (f) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定にあたっての基準に関すること

学修成果に係る評価基準、成績評価・単位の認定及びGPA分布状況

卒業認定基準（山口短期大学学則第22条）

必修科目及び選択科目別の必要単位修得数

取得可能な学位（山口短期大学学則第22条第4項）、学位授与数

- (g) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- (h) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- (i) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

留学生の手引き（日本語、韓国語、ベトナム語）

- (j) 教育上の目的に応じ学生が習得すべき知識及び能力に関すること

各学科・専攻履修モデル

- (k)国際交流・社会貢献等
海外の協定相手校、公開講座、出前講義
 - (l)学生実態調査
学生の学修時間・学修実態、授業評価アンケート集計結果（全科目の平均）
学生の学修成果（学科・専攻別の平均）
 - (m)教育プログラム
数理・データサイエンス・AI 教育プログラム
 - (n)高等教育の修学支援制度
 - (o)教員の養成の状況について
山口短期大学が育成を目指す教員志望の学生像
教員の養成に係る組織及び教員の数
各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目
教職科目カリキュラム、教員免許状の取得の状況、教員への就職の状況
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組み
 - (p)施設の耐震化の状況について
校舎等の耐震化率及び耐震化完了計画
- ③学校法人に関する情報公開
- (a)組織機構図
 - (b)役員等一覧
 - (c)寄附行為
 - (d)ガバナンスコード
 - (e)第3期中期計画（令和4年度～令和8年度）
 - (f)役員報酬等規程
 - (g)役員退任功労金規程
 - (h)事業計画書（予算の概要を含む）
 - (i)予算書
 - (j)事業報告書（決算の概要を含む）
 - (k)財産目録
 - (l)計算書類
 - (m)監査報告書
 - (n)独立監査人の監査報告書
 - (o)財務の状況

<テーマ 基準 IV-C ガバナンスの課題>

監事は2人とも非常勤監事であり、月に2回の監査では日常の教育活動、細部にわたる財務状況の把握及び監査は難しいことから、書類などでの情報提供を極力行うとともに日常的な内部監査を充実させることで、監事機能の充実を図りたい。

評議員会は、私立学校法や寄附行為に基づき、適正な内容の審議を実施しており、今後においても、この状態を継続・維持していくことが課題である。

<テーマ 基準 IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教職員が学校運営にさらに積極的に参加するよう改善が必要であり、所属学科や所属部署の職務には忠実であるが、所属外のことに関心度合が低い傾向が見られた。この点を改め、短期大学の運営全般に関心をもってもらうよう啓発に努めるため、平成29年度から法人の各設置校で、全教職員が中期計画の策定に参画することにし、これまで継続して取り組んでいる。このことによって各教職員が危機感を共有し、現状認識や行動計画を把握することに繋がっている。

- (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今年度、令和8年度までの第2次中期計画を策定し、取組を進めている。ガバナンスに関しては、以下の通り実施する予定である。

①管理運営に関する改善

- ・法人内部のコンセンサスの形成に留意しつつ、各種会議の効率的な運営に努める。
- ・教職協働を含めた効率の良い組織運営を目指した組織の見直しと改善を図る。
- ・理事会として、中期的視野に立ち、明確な経営方針としての目標や課題を明示する。
- ・ガバナンスコードに基づき、大学の教育研究や附属幼稚園等の業務を見直し、改善を図る。
- ・評議員会の機能の充実を図る。
- ・三様の監査を充実させ、互いに連携しながら確実な監査を目指す。

②業務連携に関する改善

- ・雇用形態の多様化とアウトソーシングを図り事務の効率化を目指す。
- ・職場環境を整備し、男女共同参画を推進する。
- ・PDCAマネジメントサイクルを確立し、確実に実施する。

③教職員等の資質向上

- ・FD・SD研修の効果的な内容を検討し、実施する。
- ・学外の各種研修会への積極的な参加を図る。

④法令遵守

- ・法令遵守及び情報セキュリティへの意識向上を図る。
- ・規程等運用実態を検証し、必要に応じて改善する。
- ・業務処理体制を検証し、内部監査機能等の充実を図る。